

南砺市のサポート体制

R8.10.1版

「始める皆さま」を全力でバックアップします。

南砺市では次のようなサポート体制をご用意しています。富山県規定の助成率に市独自の上乗せを行い、市内での事業拡大を後押ししています。

企業立地奨励事業

工場やオフィスの新增設を支援します



…県要綱に該当するもの

業種	対象経費	区分	投下固定資産額	新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
製造業	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置)	—	3千万円以上 (山村地域 1千万円以上)	1人以上 (大企業3人以上)	7.5%	5,000万円
		県内既立地	5億円以上	10人以上	7.5%	1億円
				60人以上		2.5億円
			50億円以上	10人以上		
		県初立地	5億円以上	10人以上	10%	2億円
				60人以上		5億円
			50億円以上	10人以上		
		—	100億円以上	100人以上	10%	30億円
ソフトウェア業 情報サービス業 通信業 デザイン業 インターネット附随サービス業 映像・音声・文字情報制作業	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置・コンピューター等)	—	1千万円以上	1人以上	7.5%	5,000万円
		—	5千万円以上	10人以上	7.5%	1億円
				60人以上		2.5億円
			50億円以上	10人以上		
			100億円以上	100人以上		15億円

成長産業立地奨励事業

県が定める「成長産業分野」の立地を支援します

業種	交付要件	助成率	助成限度額
成長産業分野 (県・市指定分野)	・投下固定資産額が30億円以上になること ・地域経済牽引事業計画の承認及び先進性の確認を受けること ・新規雇用従業員数が5人以上となること	5 % ※企業立地奨励事業に 上乗せ	3億円 ※企業立地奨励事業に 上乗せ

物流業務施設立地奨励事業

倉庫、配送センター等の新增設を支援します

業種	対象経費	投下固定資産額		新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
製造業 道路貨物運送業 倉庫業、こん包業 卸売業、小売業	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置)	3千万円以上 (製造業以外又は山村地域は1千万円以上)		1人以上 (大企業3人以上)	5%	5,000万円
		5億円以上	5億円以上	10人以上	5%	1億円

本社機能施設等移転奨励事業

本社機能の市内への移転を支援します

対象施設	対象経費	区分	投下固定資産額	新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
調査及び企画部門 情報処理部門 研究開発部門 国際事業部門 情報サービス事業部門 その他管理業務部門	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置、器具及び備品)	県内からの移転	5千万円以上	5人以上 (中小企業は1人以上)	5%	1億円
		県外からの 移転	5千万円以上	5人以上 (中小企業は1人以上)	10%	5億円
			※「えるぼし」または「ユースエール」 の認定を受けている場合		15%	
			100億円以上	60人以上	10%	30億円

公有財産等活用奨励事業

公有財産や不動産バンクに掲載された市内の空き物件の活用を支援します

要件	対象経費	新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
以下のいずれにも該当 1) 公有財産又は南砺市不動産バンクに登録された物件の取得 2) 企業立地奨励事業又は物流業務施設立地奨励事業の適用を受ける	建物・用地の取得に要する経費	1～3人	5%	1,000万円
		4～9人	10%	3,000万円
		10人以上	20%	5,000万円

※企業立地奨励事業又は物流業務施設立地奨励事業の助成率・限度額に上記を上乗せ

ほかにも各種助成事業をご用意しております。

事業名	対象経費等	要件	助成割合	助成限度額
工場環境等整備事業	以下の施設等の整備に要する経費 ・廃棄物処理施設、排水路、緑地、ため池等の環境施設(要件②に該当の場合のみ) ・消融雪施設、除雪機械等の地域の特殊性に対応する施設・設備機器	①企業立地奨励事業又は物流業務施設立地奨励事業の適用を受けること ②県要綱の適用を受け、県内初立地又は大規模特認に該当すること	①対象経費の1/3 ②対象経費の2/3又は、新規雇用従業員数×20万円のいずれか低い額	①300万円 ②6,000万円
雇用創出事業	市内に住所を有する新規雇用従業員数 (新たに市民となった既雇用従業員を含む)	企業立地奨励事業又は物流業務施設立地奨励事業の適用を受けること	1人につき30万円（新規10人以上の場合は1人につき50万円）	2,500万円
本社立地奨励事業	①本社機能の業務に従事する市内新規雇用従業員数 ②本社移転に伴う事務的経費（法人登記、印刷物 等）	・市外から市内に本社機能を移転すること ・法人の本店移転登記を完了していること	① 1人につき30万円 ②対象経費の全額	①1,500万円 ②50万円

南砺市で工場・オフィス・物流施設等の新增設をご検討の際は、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ】商工企業立地課 0763-23-2018 kigyoyuti@city.nanto.lg.jp